

7. ロシア・ユーラシア地域の未承認国家・未承認地域

1. プリドニエストロヴィエ（モルドヴァ）

ルーマニアとウクライナに挟まれた小国モルドヴァの東部を北から南に流れて黒海注ぐドニエストル川の東側の南北に細長い地域を中心とするプリドニエストロヴィエ（ドニエストル川流域地方という意味のロシア語）はロシア系住民が多数を占めている地域で、モルドヴァからの分離独立・ロシアとの併合を求めてソ連末期の1990年代から紛争が続いている。同地域は、現在、モルドヴァ政府がコントロールできない地域となっており、プリドニエストロヴィエは未承認国家の状態となっている。

2. ナゴルノ・カラバフ（アゼルバイジャン）

ソ連時代、ソ連を構成する15共和国の一つであったアゼルバイジャン共和国に、同じソ連の共和国である隣国のアルメニア共和国に多く居住しているアルメニア人が多いナゴルノ・カラバフ自治州があった。ソ連末期の1990年頃から、ナゴルノ・カラバフ自治州の多数派であるアルメニア人は、ナゴルノ・カラバフ自治州のアゼルバイジャン共和国からアルメニア共和国への帰属変更を求め、アゼルバイジャン政府と対立していた。この対立はやがて、アルメニア共和国とアゼルバイジャン共和国との紛争に発展し、ナゴルノ・カラバフ紛争と呼ばれるようになった。その後ソ連が崩壊しても、この紛争は続き、最終的にアルメニア軍がアゼルバイジャン軍に勝利し、ナゴルノ・カラバフ自治州は、事実上、アゼルバイジャン政府のコントロールできない地域となったまま今日に至っている。

3. 南オセチアとアブハジア（ジョージア）

2008年8月8日、プーチン首相（当時）¹がモスクワを留守にして、北京オリンピック開会式に出席していたとき、突如、ジョージア軍が、南オセチア²の首都ツヒンバリに攻撃を開始した。南オセチアは、ジョージア領内の非ジョージア人地域で、ソ連末期の1990年頃からジョージアからの分離独立を主張して紛争となっていた地域である。南オセチアに攻撃を仕掛けたジョージア軍の目的は、ジョージアがNATOに加盟するに際しての障害となると考えられる南オセチアの「分離主義者」を殲滅することであった。

ツヒンバリには南オセチア軍のほか、平和維持部隊としてロシア軍とジョージア軍が駐屯していたが、ジョージア軍の攻撃により南オセチア軍のみならず、ロシアの平和維持軍も損害を受け、南オセチア自治州政府の要請もあって、ロシア軍が介入することとなった。かくして、ジョージア軍による南オセチア侵攻は、ジョージア軍とロシア軍との国際紛争（ロシア・ジョージア紛争）へとエスカレートすることとなった。この紛争そのものは、ロシア軍がジョージア領内の拠点上空爆撃するなどして、1週間ほどで、ロシア軍側の勝利に終わり、フランスのサルコジ大統領（当時）の仲介により休戦が成立した。

¹ プーチンが2000年5月から大統領を2期務めた後、2008年3月の大統領選挙には、その後継者としてメドヴェージェフ政府第1副議長（当時）が出馬して当選し、5月にメドヴェージェフが大統領に就任すると、メドヴェージェフは下院の同意を得てプーチンを政府議長に任命していた。

² 当時のジョージアは、ソ連を構成する15共和国のうちの1つであり、南オセチアは、そのジョージア共和国内の自治州であった。ソ連のジョージア共和国にはアブハジア自治共和国、南オセチア自治州、アジャール自治共和国の3つの非ジョージア人地域があった。ジョージア人、アブハジア人、南オセチア人のオセット人、アジャール人の違いは、主として言語と宗教であり、ジョージア人の多くがジョージア正教を信仰しているのに対して、コーカサス山岳民族のアブハジア人とトルコ系のアジャール人の多くはイスラム教スンニ派、南オセチアのオセット人の多くはロシア正教を信仰している。ソ連時代、これらの4地域をひとまとめにしてジョージア共和国としていたが、ソ連が解体するという状況の中で、必ずしも3つの非ジョージア人地域がジョージアと一体化してジョージアという独立国となることを望んでいたわけではなかったため、ソ連末期以降、これら3地域はジョージアからの分離独立の動きを強めていた。また南オセチアは、ソ連時代は北方に隣接する北オセチアとのあいだで人とモノの移動について何ら障害がなかったが、ソ連が解体し、ジョージアとロシアがそれぞれ別の国家となったために、ソ連時代の行政境界線が国際国境となることによって、分断国家となってしまったため、ジョージアから分離独立してロシアと併合したいとの考えがとくに強まっていた。

その後、紛争は、EU 調査団の調査により、ジョージア政府軍の南オセチア侵攻から紛争が始まったことが裏付けられ、ヨーロッパでのロシア批判のトーンは収まっていった。また、ジョージア国内では、南オセチア侵攻は、サーカシヴィリ大統領（当時）の冒険主義的政策として、野党からの非難を浴びることとなり、サーカシヴィリ政権の退陣へとジョージア政局は動いていった。他方、米国や日本では、この紛争は、ロシア軍が小国ジョージアを侵攻したものと受け止められ、ロシアに対する批判が強まった。また、国内にジョージアと同様の分離主義を抱えているモルドヴァなどでは、ロシアに対する警戒感がいっそう強まることとなった。この結果、北オセチアと、同じくジョージア国内の少数民族地域で、同様に 1990 年代からジョージアとのあいだで分離独立をめぐる紛争化していたアプハジアは、2008 年 8 月中旬に事実上、ジョージアからの分離独立を達成し、未承認国家となった。



4 現代ウクライナの諸問題

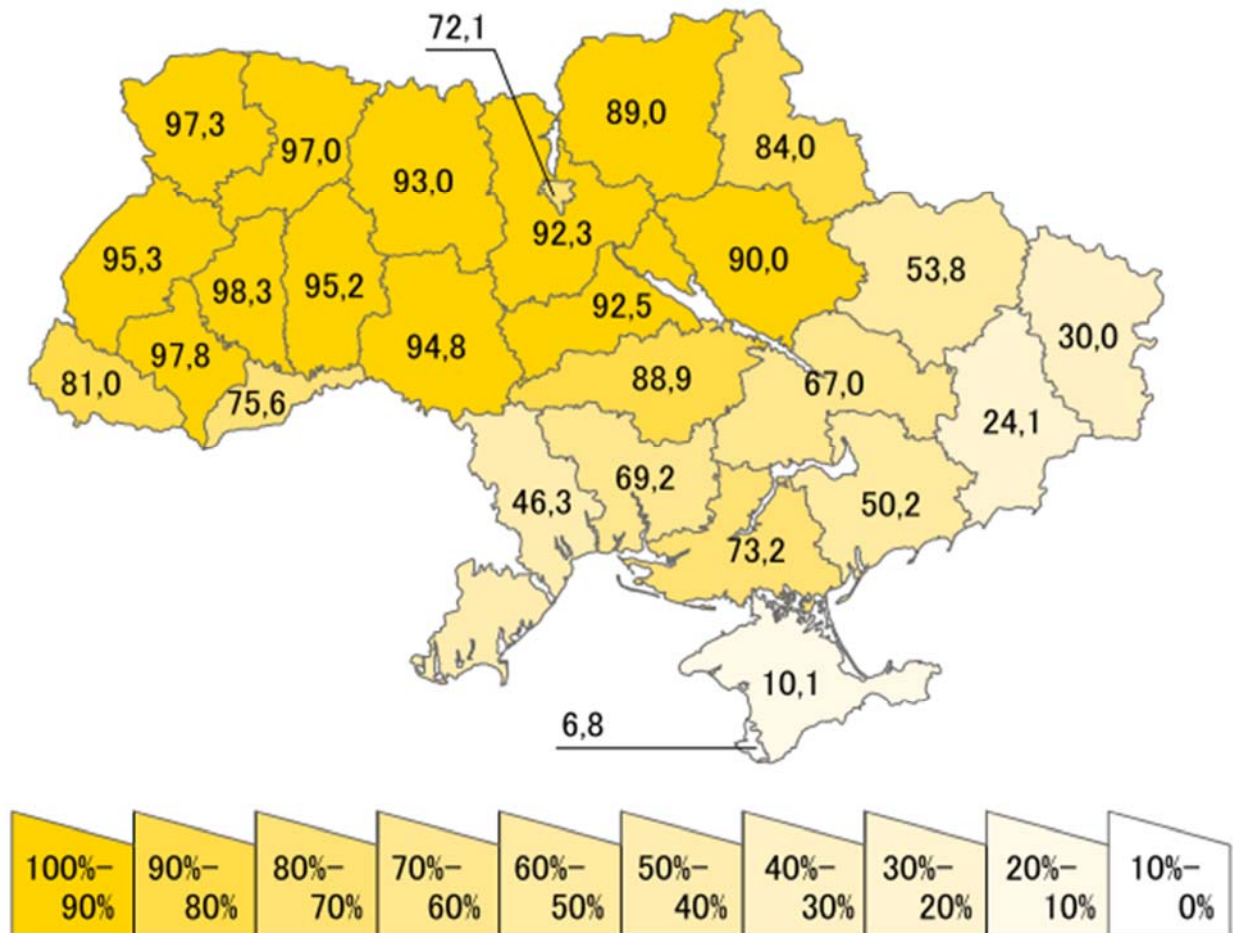
4.1. ウクライナの言語

ウクライナが多様な歴史的背景を持っていることは、その民族・言語・宗教の多様性にも現れている。

2001 年の国勢調査³によると、ウクライナの総人口 48,457,000 人のうち、ウクライナ人が 77.8%、ロシア人が 17.3%、その他は 1%未満であった。ロシアが編入したクリミア自治共和国は人口 2,024,000 人で、ウクライナ人 24.3%、ロシア人 58.3%、クリミア・タタール人 12.0%である。内戦状態となったウクライナ東部のルハーンシク州は人口 2,540,200 人で、ウクライナ人 58.0%、ロシア人 39.0%、同じくドネツィク州は人口 4,825,600 人で、ウクライナ人 56.9%、ロシア人 38.2%である。こうしてみると確かにクリミアではロシア人がウクライナ人の倍以上の過半数を占めていることがわかるが、他方で東部 2 州では意外なことにウクライナ人が過半数であることがわかる。

³ <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/nationality/> なお、2013 年のウクライナの総人口は 45,439,822 人である (http://www.ukrstat.gov.ua/operativ/operativ2013/ds/kn/kn_e/kn1213_e.html)。

ウクライナ語を母語とする人口比率



言語については、ウクライナ語母語話者は全人口の 67.5%、ロシア語母語話者は 29.6%である⁴。地域別に見ると、クリミア自治共和国のウクライナ母語話者の比率は 10.1%、ロシア語母語話者の比率は 77.0%⁵、ドネツィク州はそれぞれ 24.1%、74.9%⁶、ルハーンシク州は 30.0%、68.8%⁷であり、いずれもロシア語母語話者の比率が過半数を超えている。

これらのことから、とくに注目すべきは、ウクライナ全体でも、また地域別でも、ロシア人の比率よりも、ロシア語母語話者の比率が高いことである。つまり、ウクライナにおいては、ウクライナ人であると回答しても、母語をロシア語とする者が相当数存在するのである。

このようなウクライナの言語状況を背景に、ヤヌコーヴィチ政権下の 2012 年 7 月 3 日に「国家言語政策基本法」⁸が制定された。同法第 6 条第 1 項はこれまでどおりウクライナ語を公用語⁹とする一方、第 7 条において、各州の住民の 10%以上を占めるマイノリティがいる場合、マイノリティの言語の当該州内での公的な使用を認めた。

同法は、ウクライナの国家的アイデンティティをウクライナ語に求め、ウクライナ全土におけるウクライナ語の役割を強化すること、あるいはウクライナ語だけを公用語とすることを求める野党勢力から強く批判され、2012 年 12 月 28 日には同法を無効とする『「国家言語政策基本法」効力停止法』案が当時の野党第一党の「祖国」議員により提出されている。しかし、その法案が採択されたのは、ヤヌコーヴィチ政権崩壊後の 2014 年 2 月

⁴ <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/>

⁵ <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/Crimea/>

⁶ <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/Donetsk/>

⁷ <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/Luhansk/>

⁸ <http://zakon4.rada.gov.ua/laws/show/5029-17/print1395122994015445>

⁹ 直訳は「国家語」であるが、日本での慣用に従って「公用語」とした。

23 日のことであった。もっとも、この『「国家言語政策基本法」効力停止法』はトゥルチノフ大統領代行に発効を差し止められた。しかしながら、暫定政権が、ウクライナ語の役割の強化を主張する「祖国」党、ロシア語の公的使用を否定する「自由」党や過激な民族主義グループ「右派セクター」などを含んでいたことは、ロシア語母語話者の暫定政権に対する強い不信感を引き起こしたのであった。ロシア語母語話者にとって、ロシア語の公的使用の否定は、公教育の場でその子女をロシア語で教育できなくなることを意味するからである。

つまり、ウクライナの国家的アイデンティティの確立のためにウクライナ語の使用だけを認めることにすると、母語の使用やその子女の教育を母語でおこなうというマイノリティの権利を無視することとなり EU の多言語主義にも合致しないことになる。しかし、まさにウクライナ国家とウクライナ国民が形成途上であるため、アイデンティティの確立が急務であることもまた事実である。その狭間で、ウクライナの言語問題は、どのように解決されていくのであろうか。

4.2. ウクライナの宗教

宗教については、ラズムコフ・センターの 2006 年の調査¹⁰によると、「信者ではない、またはどこの教会にも帰依していない」と答えたものが最も多く 62.5%、以下、ウクライナ正教会（キエフ総主教座）¹¹14.9%、ウクライナ正教会（モスクワ総主教座）¹²10.9%、ウクライナ・ギリシア・カトリック教会¹³5.3%、ウクライナ独立正教会 1.0%、プロテスタント 0.9%、ローマ・カトリック 0.6%となっている。

この調査によると、ウクライナの住民の大半は信仰を持っているという自覚がなく、また信仰を持っていると自覚している住民のあいだでも正教を信仰する者が多く、カトリック教徒やイスラム教徒は少数に留まっている。従って、ギリシア・カトリックを含むカトリック教徒は旧ポーランド領・旧チェコスロヴァキア領地域に、またイスラム教徒はクリミアに主として分布しているが、それがウクライナ問題の背景にある地域的対立の大きな要因になっていると言えるほどの影響力があるとは考えにくい。またモスクワ総主教座からキエフ総主教座が分離したことによって正教会は分裂しているが、これも教会内部の問題であって、一般の信者の対立を引き起こしているわけではないと言えよう。

4.3. ウクライナ政治

ウクライナ政治の特徴の一つは政治エリートの分裂である。そのことは、大統領選挙および議会選挙の結果を見ることで明らかとなる。

例えば、1991 年から 2014 年まで過去 6 回行われてきた大統領選挙では、1 回目の投票で当選者が決まったのは 1991 年の第 1 回選挙と今回 2014 年の第 6 回選挙の 2 回だけであり、1994 年、1999 年、2004 年、2010 年の大統領選挙はいずれも決選投票までもつれ込んでいる¹⁴。

1994 年の大統領選挙は、6 月 26 日の第 1 回投票の得票率はクラフチュークが 37.68%、クチマが 31.25%であったが、7 月 10 日の決選投票ではクチマが逆転して 52.15%、クラフチュークが 45.06%であった。

1999 年は、10 月 31 日の第 1 回投票で現職のクチマが得票率 36.49%、シモネンコが 22.24%、11 月 14 日の決選投票ではクチマが 56.25%、シモネンコが 37.80%であった。このときは再選されたクチマが第 1 回投票でも決選投票でもシモネンコを引き離してはいたが、現職であるにもかかわらず第 1 回投票の得票率を見る限り圧倒的な支持があったとは言えない。

¹⁰ http://razumkov.org.ua/ukr/poll.php?poll_id=300

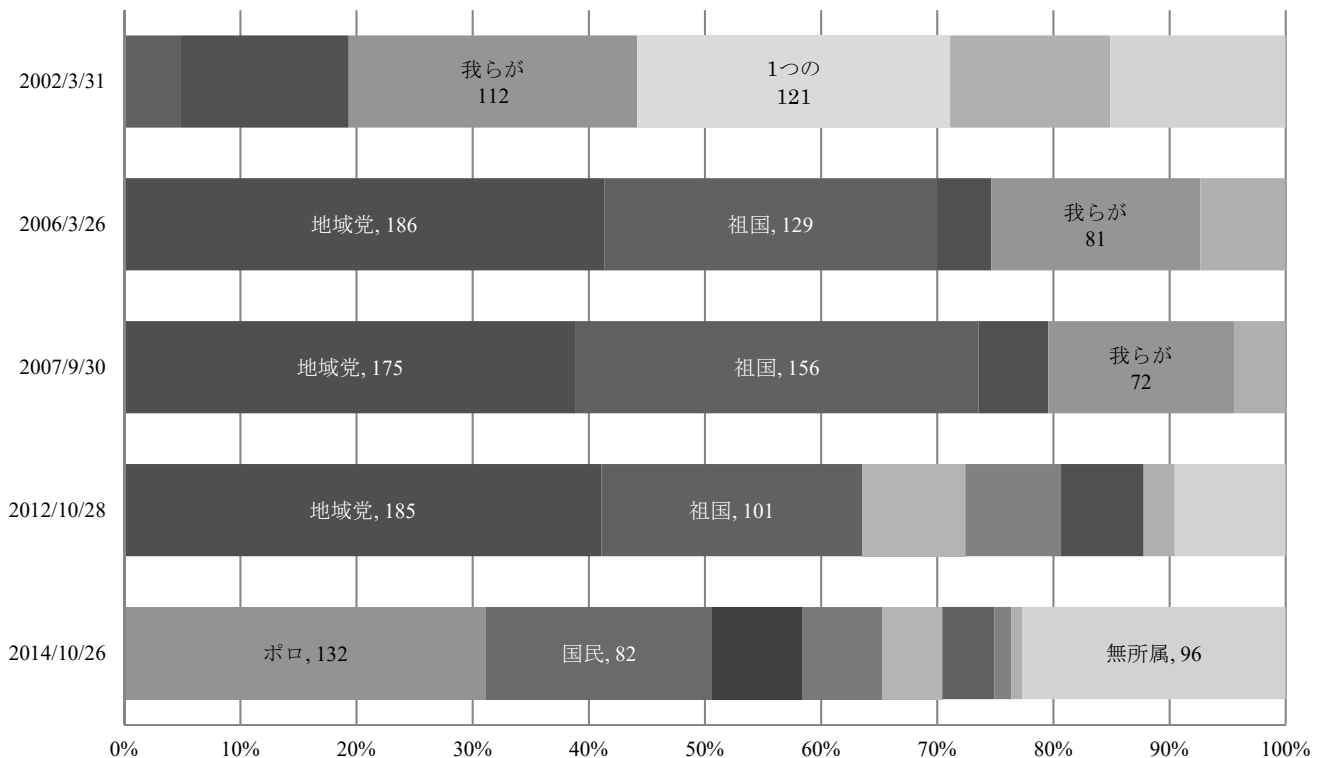
¹¹ モスクワではなく、キエフの総主教座のもとにあるウクライナ正教会のこと。キエフ府主教が総主教を名乗るようになったのは 1990 年 6 月のことである。

¹² モスクワの総主教座のもとにあるウクライナ正教会。

¹³ 「ウクライナ・ギリシア・カトリック教会」は、一般には、ウクライナ東方典礼カトリック教会、帰一教会（きいつきょうかい）、ユニエート教会などと呼ばれ、正教会で用いられる典礼を使いながら、ローマ教皇権を認めてカトリック教会の教義を受け入れた教会のことである。ウクライナでは、カトリックの多いポーランドの影響下で発展した。

¹⁴ 以下、1994 年、1999 年、2004 年、2010 年の大統領選挙の各候補者の得票率の数字は、スラブ・ユーラシア研究センター「中東欧・旧ソ連諸国の選挙データ」（http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/election_europe/ua/result.html）を参照。

2000年以降の最高会議の政党別議席数



注：政党名の「我らが」は「我らがウクライナ」、「1つの」は「1つのウクライナのために」、「ポロ」は「ポロシェンコ・ブロック」、「国民」は「国民戦線」である。

2004 年は、10 月 31 日の第 1 回投票でユーシチェンコが得票率 39.87%、ヤヌコーヴィチが 39.32%と僅差で、11 月 21 日の決選投票ではヤヌコーヴィチが逆転して 49.46%、ユーシチェンコが 46.61%であった。しかし、この結果に納得しないユーシチェンコ支持派が選挙に不正があったとして激しく抗議し、最高裁判所に異例の第 3 回投票が実施され、今度はユーシチェンコが再逆転して 51.99%、ヤヌコーヴィチが 44.20%となった。これが「オレンジ革命」である。

しかし、2010 年の選挙では、政権内部の内紛などによって政局を混乱させたユーシチェンコに対する批判が強く、1 月 17 日の第 1 回投票ではヤヌコーヴィチが得票率 35.32%、ティモシェンコが 25.05%で、ユーシチェンコは 5.45%で 5 位の惨敗であった。2 月 7 日の決選投票ではヤヌコーヴィチが 48.95%、ティモシェンコが 45.47%となった。

2014 年の選挙は、5 月 25 日の第 1 回投票で、ポロシェンコが得票率 54.70%、ティモシェンコが 12.82%となり、1991 年以来 23 年ぶりに第 1 回投票だけで大統領が決まった¹⁵。

ウクライナ議会は 450 議席であるが、以下のグラフを見れば分かるように、いずれの政党も過半数の議席を獲得していない¹⁶。そうした中で、2006 年以降はヤヌコーヴィチ率いる地域党が約 40%、ティモシェンコ率いる祖国が約 20～30%の議席を安定的に維持してきた。

2014 年 10 月 26 日の議会選挙の結果でも、議席占有率は、第一党の「ポロシェンコ・ブロック」が 42%、第二党の「国民戦線」が 26%で、単独過半数を占める政党は出ていない。日本のメディアは、この議会選の結果を「親欧米派が勝利」という見出しで伝えたが、問題は、むしろ、なぜ親欧米派が一致団結していないのか、ということだろう。ポロシェンコ大統領率いるポロシェンコ・ブロックとヤツェニウク首相率いる国民戦線

¹⁵ 中央選挙委員会公表の公式結果を参照 (http://www.cvk.gov.ua/info/protokol_cvk_25052014.pdf)。

¹⁶ 2002～2012 年の議席数は、前掲、スラブ・ユーラシア研究センター「中東欧・旧ソ連諸国の選挙データ」を参照。2014 年の数字は、中央選挙委員会ホームページ (<http://www.cvk.gov.ua/pls/vnd2014/wp611e?PT001F01=910>) を参照。

が、それぞれ別々に議席を占めている議会の状況を見たとき、これまでこの国でしばしば繰り返されてきた大統領と首相との対立は今後は生起することなく、互いに協力していけるのか、ということを見極めることが重要であろう。この国の政治は、決して親欧米派と親露派との対立という単純な構図で動いてきたのではない。

4.4. ウクライナ政変（2013 年 11 月～）¹⁷

2004 年 12 月の「オレンジ革命」の結果、ユーシェンコ大統領率いる親米政権がスタートしたウクライナは、依然として、エリートの分裂、親西欧的な北西ウクライナと親ロシア的な南東ウクライナとの地域対立が続き、不安定な状態のままであった。やがて政権内部の分裂・主導権争いが激化し、有効な経済政策も実施されずに、「オレンジ革命」のときのユーシェンコ政権への支持は、その後、失望へと急速に変わっていった。

かくして、2010 年 2 月 7 日の大統領選挙の決選投票でティモシェンコ候補を破って勝利したのは、「オレンジ革命」の敗者ヤヌコーヴィッチであった。このヤヌコーヴィッチ大統領も、欧州連合との関係については、前任のユーシェンコ大統領の政策を基本的に継承することを明らかにした。ヤヌコーヴィッチ大統領は、同年 3 月 2 日、大統領就任後の最初の外遊先となったブリュッセルでの欧州連合との共同会見で、ウクライナの優先課題が「EU への加盟、ロシアとの建設的関係の樹立、それに米国など戦略的パートナーとの友好的関係の構築」であること、ブリュッセルでの協議の中心議題が貿易自由化や EU とのビザなし訪問を可能にする「連合協定」の調印であること、また NATO との関係についてはパートナーシップ・プログラムのメンバーの地位に変わりはないことを明らかにした。これを受けて、バローゾ欧州委員長は、欧州連合とウクライナとのあいだの連合協定は 1 年以内に結ばれる可能性があるとし、これによってウクライナの輸出業者は人口 5 億の欧州連合市場に自由に参入できることになり、貿易額は倍増する可能性がある」と述べた。

しかし、2011 年 12 月 19 日にキエフでおこなわれた欧州連合・ウクライナ首脳会議後、ファンロンパイ欧州連合大統領は、「我々の懸念はウクライナの裁判制度の明らかな政治化と結びついている。その証拠はティモシェンコ事件だ」と述べ、ウクライナと欧州連合とのあいだの連合協定文書が調印できるかどうかは、現在、身柄を拘束されているウクライナのティモシェンコ前首相の処遇次第であることを明らかにし、連合協定の仮調印の先送りを表明した。というのも、同年 8 月 5 日に、野党「祖国」指導者のティモシェンコ前首相がロシアとの天然ガス取引を巡り職権乱用罪を問われて起訴され、10 月 11 日にキエフ地区裁判所でティモシェンコ前首相に対し禁錮 7 年の有罪判決が言い渡され、これに対してアシュトン欧州連合外務・安全保障政策上級代表や一部加盟国がヤヌコーヴィッチ大統領の政敵排除と見なして懸念を示したからであった。

ティモシェンコ前首相の職権濫用というのは、2009 年 1 月 18 日にロシアのプーチン首相（当時）とティモシェンコ首相（当時）がガス価格の引き上げに大筋で合意し、19 日に今後 10 年間のヨーロッパ向けガス輸送と、ウクライナへのガス供給を確認する合意文書に調印したことを言う。この合意は、2009 年のガス料金は欧州向け価格より 20%割り引き、2010 年以降のガス料金は原油価格と連動して欧州並とする、というものであった。この合意が、国庫に損失を与えたため、職権濫用にあたるとされたのであった。

この 2009 年 1 月 18 日のロシアとウクライナの合意は、いわゆるロシアとウクライナの「ガス紛争」（日欧米メディア的には、ロシアのウクライナいじめ）に決着を付けた合意である。この合意形成に至る経緯は以下の通りである。

ティモシェンコは、そもそも政界入り前、1991 年から 1995 年まで石油製品販売企業で重役を務め、1995 年から 1997 年まで、「ウクライナ統一エネルギーシステム社」社長に就任、1996 年には同社をウクライナ最大のガス輸入・卸売業者に押し上げた人物で、この過程でロシアのガス大手のガスプロムとの関係を深めるなど、ウクライナにおけるガス業界のボス的存在であった。さて、ロシアとウクライナの「ガス紛争」であるが、これには、2005 年から 2006 年初めにかけて起きた「第 1 次ガス紛争」と 2009 年初頭に起きた「第 2 次ガス紛争」とがある。つまり、ティモシェンコの「職権濫用」はこの「第 2 次ガス紛争」の決着過程で起きたことになる。「第 1 次ガス紛争」は、オレンジ革命後のユーシェンコ政権におけるティモシェンコ首相の解任後に起きている。

¹⁷ 上野俊彦「ウクライナ問題を考える視点」（『ユーラシア研究』No.51、2014 年 11 月）参照。

2005 年から、ロシアとウクライナとのあいだではガス価格交渉が難航し、対立が深まっていた。当時のロシア側の要求は 1,000 立方メートル当たり 160 ドルまたはそれ以上の価格であったが、ウクライナは、従来通りの 50 ドルを維持することを求め（のちに 80 ドルまで妥協）、両者の溝は埋まらず、2006 年 1 月初めの 2 日間、ロシアはウクライナ向けガス供給を削減した、というものであった。「第 2 次ガス紛争」は、2007 年 12 月 18 日に首相に就任したティモシェンコが進めていたロシア側とのガス価格交渉の決裂の結果であった。当時、ロシアは、ウクライナに供給する 2009 年のガス価格を 1,000 立方メートル当たり 250 ドルと主張、ウクライナは 235 ドルを主張して譲らず、2009 年の契約が締結できないまま 2009 年 1 月 1 日を迎え、1 月 5 日から欧州へのガス供給量が減少、ロシア側はウクライナがガスを抜き取っているとして供給を制限し、1 月 7 日には欧州への輸出が完全に停止した。それを受けて、1 月 17 日、モスクワで EU も交えて関係国首脳会議が開かれ、翌 18 日のプーチン・ティモシェンコ両首相の会談で、前述した基本合意に達し、19 日にはロシアのガスプロム社とウクライナのナフトガス社が供給契約に調印し、問題は解決、20 日には、欧州において天然ガスの供給再開が確認され、「第 2 次ガス紛争」は解決した。この「第 2 次ガス紛争」後の合意には、この経緯を見てわかるとおり、EU が一役買っている。合意内容は欧州向け価格よりも大幅に安価な価格で購入したいと考えているウクライナ政府にとっては非常に不満な内容であったことは間違いない。その後、ヤヌコーヴィチ政権になって、ティモシェンコはウクライナの国庫に損害を与えたとして職権濫用を訴えられたわけである。先に見たように、この価格交渉の合意、つまりウクライナに EU 並みの価格を認めさせることに EU が関与しているとすれば、この合意を理由にティモシェンコが批判されている以上、EU は責任を感じてティモシェンコを擁護するのも無理からぬことだとわかる。

こうしたティモシェンコ問題があるとはいえ、それでも 2012 年 3 月 30 日、ブリュッセルにおいて、欧州連合とウクライナとのあいだの連合協定の仮調印はともかくも行われた。しかし、EU はティモシェンコ前首相の釈放を本調印の条件とした。そして、それは、ウクライナでは受け入れられなかった。2013 年 11 月 21 日、ウクライナ最高会議は、受刑者の国外治療に関する法案、実質的にはティモシェンコ前首相の国外治療を名目とする事実上の釈放を可能にする法案を否決したのである。かくして、2013 年 11 月 29 日に予定されていた欧州連合とウクライナとのあいだの連合協定の本調印は見送られることになったのである。

このように見てくると、2013 年 11 月 29 日に「連合協定」が調印できなかった直接的な要因は、ティモシェンコの釈放にこだわった EU と、それを認めないウクライナ最高会議の多数派との対立であり、さらにその背景にある主要な要因は、1994 年 6 月 4 日の「パートナーシップ協力協定」の調印から 10 年近く経つものにもかかわらず、ウクライナにおいては、その目標とされていた「デモクラシーの強化」や「人権の尊重」といった分野における「欧州連合のガバナンス基準に近付けるための支援」が実効性を持たなかったことである。

この「連合協定」調印凍結は、ウクライナ国内の EU 加盟を望む親西欧派を大いに失望させ、ヤヌコーヴィッチの思惑を超えて反政府運動が激化することとなった。反政府運動の中心は過激なウクライナ民族主義勢力（以下、過激派）で、2014 年 2 月 18 日には首都キエフで治安部隊との大規模な衝突が起き、75 名以上の犠牲者を出すに至った。「バラ革命」よりも、「オレンジ革命」よりも、過激な武装勢力が登場したのである。その結果、同 21 日に EU の仲介でヤヌコーヴィッチ政権と野党は、大統領選挙繰り上げ実施と挙国一致政府樹立で合意した。しかし過激派はこれを拒否し、大統領即時退陣を要求して武力闘争を継続、同 23 日に大統領が逃亡して、ヤヌコーヴィチ政権は崩壊した。

ヤヌコーヴィッチ逃亡の後に成立した暫定政権は、ロシア語を第二公用語として認めないなどロシア系住民の権利を制限する政策を打ち出したため、こんどは暫定政府とロシア系住民との対立が始まった。こうした状況の中、2014 年 3 月 16 日、ロシア語を母語とする住民が 77 パーセントを占めるクリミアで住民投票がおこなわれ、投票率 82 パーセント、ロシアへの編入賛成が 96 パーセントという結果となり、同 18 日、ロシアとの併合条約が調印、同 21 日にはロシアの国内法的手続が完了して、クリミアはロシア領となった。

ロシアは、国際的非難が十分に予想できるのにも関わらず、なぜクリミアの編入を強行したのか。ここにも、「ブカレスト宣言」の影響があると考えられる。ウクライナに親米政権が成立すると、NATO 加盟の可能性が高まる。もしウクライナが NATO に加盟すれば、クリミアにも NATO 軍の軍事基地が設置される可能性がある。ロシアが強く反対する MD がクリミアに設置されれば、ロシアの安全保障は著しく脅かされることになる。そこで先手を打ってクリミアのロシア編入を強行した、という仮説が成立する。これはまだ論証されていないが、ロシアがそのように考えるのは不思議ではない。実際、ロシアを南方海上から着上陸侵攻しようとする場合、黒海からクリミア半島付近を通過して北上するというのが、第2次世界大戦までの歴史であった。

しかし、そのおそれがあるからといって、外国の領土であるクリミアを併合するというのは、いささか過剰防衛にすぎるとはならないかと考えることもできる。しかし、その際、ロシアの安全保障観が、1812 年のナポレオンのロシア侵攻、第1次世界大戦、第2次世界大戦の経験を通じて形成されたということを考えておく必要がある。

5. ソ連の国内行政区画が国際国境になったことの問題

これらの帰属変更を伴う問題は、いずれも、ソ連末期から、すなわちソ連が解体し、ソ連の 15 共和国が国際法上の独立国家となることが現実問題となってから、生じた問題である。すなわち、ソ連の国内行政区画が国際国境となる可能性が出てきたことで、分断国家となってしまう可能性ができたことによる紛争ということである。それはすなわちそれら問題となっている地域のソ連の国内行政区画の境界線が、言語的その他の文化的な境界線と一致していないということを意味する。同一の言語・文化を持つ一つのエスニックグループが国境線によって分断されている状態であっても、その国境線で接する 2 国間の関係が友好的なものであるならば、人やモノの往来に大きな障害ではなく、さほどの問題は生じないが、その二国間関係が非友好的なものとなると、その国境線を越える人とモノの移動に支障をきたすこととなり、住民の帰属変更の要求が強まることが考えられる。

たまたまこうした問題を抱える地域のうち、ウクライナ、モルドヴァ、ジョージアといった諸国が EU・NATO 東方拡大の将来の対象国となる可能性が出てきたことで、あたかも EU・NATO 東方拡大の問題とこれらの地域の紛争を結びつけて考えがちであるが、それらの問題は、EU・NATO 東方拡大の問題とは異なる文脈、すなわちソ連解体の負の遺産という文脈からも考えてみる必要がある。

なお、EU も NATO も、加盟国には「民主化」の基準を適用することとなっており、国内に分離主義運動が存在したり、少数民族が政府によって抑圧されているという状況があれば、EU にも NATO にも加盟することは困難が予想される。そういった観点から、ウクライナ、モルドヴァ、ジョージアなどが EU、とくに NATO に加盟することについては、懐疑的な意見を持つ加盟国や専門家が少なくないということも指摘しておく必要がある。

6. ソ連解体の負の遺産

ロシア・ジョージア紛争やクリミア併合の問題は、上述のように、ウクライナの NATO 加盟を予想し、ロシアの安全保障が著しく脅かされることをあらかじめ防ぐという意図を持っておこなわれたと推測することは可能であるが、NATO 東方拡大の問題とは異なる文脈で理解することも可能である。

それは、旧ソ連諸国において南オセチアやクリミアと同様の未承認の分離地区または帰属変更地区が複数存在していることと関係している。